

はるきTIMES

第8号（2021年 夏）

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おてつだいを
させてください。

今号トピック

※民法が変わりました（約款について）

※はるきだより

民法が変わりました（約款について）

1 約款とは？

約款（やっかん）という言葉に耳にされたことがあるかと思います。国語辞典を引くと、約款とは、①条約・契約などに定められている条項と、②いくつかの契約を定型的に処理するため、あらかじめ作成した契約条項されています（三省堂「大辞林」より）。今回お話ししたいのは②の意味の約款です。

2 日常生活での約款

実は私たちはたくさんの約款に囲まれて生活しています。日常生活で意識することはありませんが、電車に乗るのも、荷物を送るのも、電気やガスを引くのも、それぞれ旅客運送契約、宅配便契約、電気・ガス供給契約という契約に基づいてそれぞれサービスの提供を受けています。契約条件は運送旅客約款、運送約款、電気・ガス供給約款に定められています。これらのサービスを受けるためにいちいち契約書を作成していたら煩雑ですし、受けるサービスは誰でも同じですので、サービスを受ける側からみればサービスを受けることに関心はあっても契約の内容に関心がある方はまずいません。

このため、事前に決められている条件に同意していることを前提にサービスを受けることとなります。この条件が記載されたものが約款です。

3 約款についての民法の規定①定型約款

このように約款は日常生活においてとても重要なものなのですが、意外なことに、今回の民法改正まで、実は約款については民法上明文の規定はありませんでした。上でご紹介した運送旅客約款、運送約款、電気・ガス供給約款はそれぞれ個別に法律で決められており、民法には規定がなかったのです。

では民法では約款についてどのように規定したのでしょうか。ここからは少し難しい言葉が続きますが、おつきあい頂ければと思います。

民法で新設されたのは「定型約款」というものです。「定型約款」とは、「定型取引」すなわち①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、②その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものについて、③定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体とされています（民法548条の2第1項）。定型約款を準備する特定の者を「定型約款準備者」、取引相手は「相手方」と呼びます。

4 約款についての民法の規定②定型約款による契約の成立

この定型約款を利用して契約を成立させるためには、①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたこと、または②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合に、契約の当事者において定型取引を行う旨の合意がされたことが必要です。

そして、この要件を満たす場合には、定型約款の個別の条項の内容について相手方が認識していなくとも合意したものと見なされます（民法548条の2第1項）。

先ほどの運送旅客約款、運送約款、電気・ガス供給約款は定型約款の典型例と言えます（ただしこれらは以前から個別に法律で規制を受けています）し、インターネットを通じて売買する際の購入約款、インターネットサイトの利用規約も定型約款にあたります。

5 約款についての民法の規定③不当条項の規制

しかし、定型約款は認識していなくても合意していたと見なされるため、条項に特に相手方に不利益すぎる内容（例えば過大な違約金）であった場合に問題となります。そこで、相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められる条項については、合意しなかったものと見なされます（民法548条の2第2項）。

6 約款についての民法の規定④定型約款の変更

定型約款については、定型約款準備者が相手方の同意を得ることなく一方的に契約の内容を変更する規定も設けられています。

その要件は①相手方の一般の利益に適合するとき、または②(1)変更が契約の目的に反せずかつ(2)変更にあたっての諸事情に照らして合理的と認められる場合には定型約款の変更が認められており、変更に必要な手続が定められています（民法548条の4）。

7 終わりに

以上民法上の約款（定型約款）についてご説明しました。まだ定型約款についてはようやく民法上の規定が整備されたばかりであり、今後さらに具体的な場面で問題となることが予想されます。新しい情報があればまたご紹介したいと思います。今回もお読み頂きありがとうございました。
(東原直樹)



約款とは結局、契約書などの取り決めに載っていないのに、契約の内容になるというものです。最近弊所でも、例えばECサイトの取引約款を作ってほしいという依頼を受けることがあるのですが、そのときに気を付けているのは、「取引する相手方に無茶な不利益を被らせないこと」です。民法でいえば、「相手方の利益を一方的に害する」ということにならないように、ということですね。

従来、中小企業や個人事業主など、規模の小さい事業体が約款を作るということはあまりありませんでしたが、規模の小さい事業体であっても、ECサイトを利用して、不特定多数の人と取引できるようになりました。それら不特定多数の人と取引するにあたり、個別に大量の契約書を作っているのはコストがかかるため、現実的ではありません。こういうときに約款を利用するというのは、これからのビジネスにおいて重要になってくると思います。
(堀内朗仁)

取扱業務

<企業向け業務>

コンプライアンス体制を
作るための
総合アドバイザー

企業活動における
法律に関する
アドバイザー

顧問契約

<個人向け業務>

遺言作成

相続問題

夫婦関係問題

その他、法律に関するご相談を承ります。

～ お知らせ ～

当事務所は、8月10日（火）～13日（金）の期間、夏季休業とさせていただきます。
8月16日（月）より通常業務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

先日、近所のスーパーのチラシを見ていたら、閉店のご挨拶が載っていました。そのお店には子どもの頃から買い物に行っていたので、閉店と聞いてとても寂しく思っています。必ずしもコロナの影響だけではなく、ここ最近はお客さんも少なく、昔のような活気はなくなってきていました（むしろ密にならずに買い物ができるので助かっていましたが…）。今は閉店に向けての売り尽くしセール中のため、少し客足が戻っているようです。閉店が決まってから賑わうというの、なんだか皮肉なものです。 （Ｙ）



はるき法律事務所 弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹（大阪弁護士会所属）
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階
TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 HP <https://haruki-law.net>